

J R 東海 労申第 28 号  
2019 年 1 月 31 日

東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 金子 慎 殿

J R 東海 労働組合  
中央執行委員長 木下 和樹

「年次有給休暇を失効させないための努力義務」に関する申し入れ

2018 年度も、あと 2 ヶ月で終わろうとしているが、全社的に、年度内に年次有給休暇が失効するおそれがある組合員が存在する。年次有給休暇が失効しそうな組合員は、これまで繰り返し年次有給休暇の申請をしてきた。しかし、度重なる会社の時季変更権により、年度内で年休が失効する事態とされた。もし、組合員の年次有給休暇が失効するような事態になった場合は、会社に責任がある。そのような事態にならないように、会社が責任をもって全ての年次有給休暇を付与するよう、下記の通り申し入れる。

記

1. 会社は、社員の年休が失効しないようにすること。
2. 年休が失効しそうな社員に年休の申請を促し、年休を発給すること。
3. 休日予定日を年休にし、労働日を本人の同意を得て休日指定＝「休日出勤」を行ったように勤務処理すること。
4. 早急に十分な要員を確保すること。

以 上